

# 東北管区警察局の表彰に関する訓令

平成9年9月5日 東北管区警察局訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)に基づき、東北管区警察局長(以下「局長」という。)が行う表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 局長の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞 詞
- (3) 賞 状
- (4) 賞 誉
- (5) 感 謝 状

2 警察功績章は、警察職員として特に顕著な功績があると認められる所部の警察職員又は所部の警察職員以外の警察職員に対して授与する。

3 賞詞は、警察職員として多大な功労があると認められる所部の警察職員又は所部の警察職員以外の警察職員に対して授与する。

4 賞状は、警察職務遂行上顕著な業績があると認められる所属の部署又は所属の部署以外の部署に対して授与する。

5 賞誉は、警察職員として功労があり、若しくは成績が優秀であると認められる所部の警察職員又は業績が優秀であると認められる所属の部署に対して授与する。

6 感謝状は、次の各号に掲げる事項について、功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査
- (2) 被疑者の逮捕
- (3) 人命救助
- (4) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (5) 前4号に掲げるもののほか、警察又は警察職員に対する協力

(副賞)

第3条 前条の表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。

(死亡又は退職時の表彰)

第4条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にかのぼって表彰する。

(警察功績章の着用等)

第5条 警察功績章は、本人に限り終身着用することができ、その遺族は、これを保存することができる。

(警察功績章の形状、制式)

第6条 警察功績章の形状及び制式は、警察表彰規則別表第2のとおりとする。

(細部事項)

第7条 第2条の表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成9年9月5日から施行する。
- 2 東北管区警察局表彰取扱規程(昭和41年12月26日東北管区警察局訓令第2号)は、廃止する。